

[事案 24-181] がん給付金支払請求

・平成 25 年 5 月 29 日 裁定終了

<事案の概要>

がんに罹患して入院し、給付を受け、その後 2 回入院したが、がんを直接の原因とする入院に当たらないとして給付金が支払われないことを不服として申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 20 年 7 月、肝細胞癌と診断され A 病院に入院した。その後、平成 22 年 12 月から A 病院に入院（入院①）し、平成 23 年 1 月から B 病院に入院（入院②）したので、この 2 回の入院について、がん入院給付金を請求したが、いずれも、「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」に該当しないとして、支払いを拒否された。入院原因となった腹水症は肝癌により発生したものであり、入院中に行った腹水ドレナージは肝癌のための治療であるので、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本契約の入院給付金の約款で定める支払事由は、「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」となっているが、下記のとおり、申立人の入院はこれに該当せず、申立人の請求には応じられない。

- (1) 担当医作成の入院証明書には、がんに対する治療の記載がない。
- (2) 病状・治療経過の詳細について医療機関に照会したが、がんに伴う症状なしとの回答であった。

<裁定の概要>

裁定審査会では当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および当審査会が独自に医療調査した結果の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

(1) 支払事由該当性について

当審査会では、「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」とは、「がんそのものに対する治療。即ち、がんそのものの除去や、がん細胞の減少、転移の防止を目的とする処置として、一般的に必要とされる処置、例えばがんの摘出手術や放射線療法、抗がん剤投薬のための入院」と解し、入院①と入院②がこれに該当するかについて、下記のとおり検討した。

(a) 入院①について

入院証明書によると、入院①の主な原因となった疾患名は、「食道静脈瘤破裂」と記載され、併存疾患合併症として「肝細胞癌」と記載されており、入院中の CT 検査画像によると、申立人（被保険者）に肝臓がんが存在したことが認められるが、A 病院作成の「回答書」には、入院中におけるがんの状態について、「がんに伴う症状なし」と記載されていることから、申立人には、入院中、肝臓がんに伴う症状が見られなかったと認められる。また、入院当日に「内視鏡的食道・胃静脈瘤結紮術」が行われていたが、肝臓がんそのものやがん細胞に対する処置は行われておらず、入院中の処方には、がんの治療のための投薬は認められない。したがって、入院中に、がんそのものの除去や、がん細胞の減少、転移の防止を目的と

する手術や処方がなされたと認めることはできない。

(b) 入院②について

入院証明書によると、入院の主な原因となった疾患名は「腹水症」、併存疾患合併症は「非代償性肝硬変症、食道静脈瘤、肝癌」、入院中の治療として「腹水ドレナージ施行中」と記載されている。A病院作成の「診療情報提供書」によると、同病院の紹介により、B病院においての治療が開始されたことが認められ、「継続加療、リハビリのお願い」、「食道静脈瘤破裂にて入院しEVLで止血術施行し、その後は再出血なく経過しております。しかし、もともとの肝予備能低下から今少しの継続加療が必要と考えられます。また筋力低下も認められ、リハビリも必要と考えられます。そのため、貴院での継続加療をお願いするものです」と記載されていることから、入院②は、入院①の継続加療であったと認めることができる。また、医療文献、医療調査の結果等によると、腹水症は、肝硬変によるものと認められるとのものであり、他に肝臓がんによると認める証拠は見当たらず、入院中の腹水ドレナージは、肝硬変による腹水症に対してなされたものと認められ、がんそのものに対する治療と認めることはできない。

(2) 上記のとおり、入院①、入院②は、「がんの治療を受けることを直接の目的とした入院」とは認められず、申立人の請求は認められない。